

## 新型コロナウイルス感染症による影響に対する支援策(主なもの) (市民のみなさま)【令和3年 11 月末現在】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた世帯等に対して下記の支援を行います。  
詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

### ■国の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	国税の換価の猶予	収入が減少し、国税を一時に納付することにより事業継続又は生活の維持が困難な方で、要件に該当する場合は、税務署に申請することにより、原則として1年間納期を猶予し、猶予期間中の延滞金が軽減される制度です。	国税の納税義務者	国税局猶予相談センター 0120-683-754
2	法人税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人税の納税義務者	大東税務署 0854-43-2360
3	緊急小口資金(特例貸付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付上限額 20万円</li> <li>○据置期間 1年以内</li> <li>○償還期限 2年以内</li> <li>○貸付利子 無利子</li> <li>○保証人 不要</li> <li>○申請期限 令和4年3月末</li> </ul>	収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となっている世帯	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933
4	総合支援資金(特例貸付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付上限額 (単身世帯)月15万円 (二人以上)月20万円</li> <li>○貸付期間 原則3カ月以内</li> <li>○据置期間 1年以内</li> <li>○償還期限 10年以内</li> <li>○貸付利子 無利子</li> <li>○保証人 不要</li> <li>○申請期限 令和4年3月末</li> </ul>	収入の減少や失業状態が続き、生計の維持が困難となっている世帯	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
5	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 『ひとり親世帯分』	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育ての負担や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、特別給付金を支給しています。 【給付額】 児童1人当たり 一律5万円  【給付金の支給・手続き】 対象者① 申請は不要 児童扶養手当の振込口座へ振り込み 対象者②③ 申請が必要 指定口座へ振り込み	①児童扶養手当が支給される方 ②公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 ③新型コロナの影響を受けて、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	雲南市子ども政策局 子ども家庭支援課 0854-40-1067
6	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 『ひとり親世帯以外分』	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育ての負担や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯以外の方に対し、特別給付金を支給しています。 【給付額】 児童1人当たり 一律5万円  【給付金の支給・手続き】 対象者①（R3年度住民税非課税の方） 申請は不要 児童手当の振込口座へ振り込み 対象者②③④ 申請が必要 指定口座へ振り込み	①児童手当、または特別児童扶養手当が支給される方 ②R3年度住民税が父母等とも非課税で高校生世代の児童のみを養育されている方 ③新型コロナの影響を受けて、収入が住民税非課税相当となっている方 ④公務員の方でR3年度住民税非課税又は③に該当する方	雲南市市民環境部 市民生活課 0854-40-1031
7	G o T o トラベル事業 一時停止中	国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援します。 ・給付額の7割を旅行代金の割引に、3割を旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。 ・一人一泊あたり2万円分が上限（日帰り旅行は1万円が上限）。	消費者	G o T o トラベル事務局 0570-017-345

■ 島根県の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	県税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、県税の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	県税の納税義務者	東部県民センター 雲南事務所 0854-42-9520
2	法人県民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人県民税の納税義務者	東部県民センター 法人課税課 0852-32-5621
3	Go To イート キャンペーンしまね	県内の加盟飲食店で利用できる飲食券 1 冊 7,000 円分(500 円×14 枚)が、5,000 円で購入できます。 【購入期限】 令和 4 年 1 月 31 日 【利用期限】 令和 4 年 2 月 28 日 【1 回の購入限度額】 4 冊まで	消費者	Go To Eat キャンペーンしまね 食事券事務局 0852-20-7714
4	#WeLove 山陰 キャンペーン	島根・鳥取県内の対象宿泊施設を利用された場合、利用料金の 1/2 相当額を支援します。 【島根県民への支援(島根県内分)】 ① 県内宿泊施設での宿泊料の割引 割引率：1/2 (上限 5,000 円/人/泊) ② 旅行商品の料金の割引 割引率：1/2 (上限 5,000 円/人/回) ③ 地域限定クーポンの配布 上記①・②による割引後の金額に応じて、以下のとおり配布 5,000 円以上 1,000 円券を 2 枚 2,500 円以上 1,000 円券を 1 枚 ※国の「Go To トラベルキャンペーン」が再開した場合は終了。	消費者	島根県商工労働部 観光振興課 0852-22-5625
5	公立高等学校等 奨学のための給 付金(家計急変 による給付)	授業料以外の教育費負担の軽減を図る奨学のための給付金制度について、家計急変が生じ、非課税世帯同等の収入状況となった場合、支援対象とすることができます。	解雇等の家計急変が生じ、非課税世帯同等の収入状況となった世帯	島根県教育委員会 学校企画課 0852-22-5410

■雲南市の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	市税等の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	市税等の納税義務者	市民環境部 債権管理対策課 0854-40-1035
2	国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。 【対象となる保険料】 令和3年4月1日から令和4年3月31日までが納付期限となっている保険料	国民健康保険料の納付義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	固定資産税の据え置き	固定資産税の評価替えの結果、課税標準額が上昇する土地について、令和3年度の課税に限り、令和2年度の税額に据え置きます。	固定資産税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
4	法人市民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人市民税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
5	傷病手当金の支給(国民健康保険)	新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のために仕事を休み、給与等の支払いを受けられない場合は、申請により傷病手当金を支給します。 【適用期間】 令和2年1月1日から令和3年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は最長1年6ヶ月間まで延長)	国民健康保険の被保険者	市民環境部 市民生活課 0854-40-1031
6	生活困窮者自立支援事業	専門の相談員が困りごとの相談に応じ、必要な援助を提供し、生活を支援します。	生活の困りごとを抱えている方	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933
7	住居確保給付金支給事業	○支給金額 家賃相当分の金額 ※月額上限 単身世帯3万7千円 ※2人以上の場合加算措置あり ○支給期間 原則3カ月以内	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方、または喪失する恐れのある方	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
8	生活費用給付金支給事業	○支給金額 総合支援資金貸付金額の25%以内(上限15万円) ○申請期限 令和4年3月末	国の支援策「総合支援資金(特例貸付)」の貸付を受けている方	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933
9	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	○支給金額 1カ月ごとに、単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円を3カ月間支給。 ○申請期限 令和4年3月末	国の支援策「総合支援資金(特例貸付)」の再貸付を受けた方、または不決定となった方で、次の①～④すべてに該当する方。 ①世帯の生計維持者 ②世帯全員の収入が一定の基準以下 ③世帯全員の預貯金の合計額が一定の基準以下 ④求職活動中、または生活保護申請中	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933 健康福祉部 健康福祉総務課 0854-40-1041
10	宿泊・観光消費喚起支援事業	市内宿泊と観光消費の喚起策として、市内宿泊施設と市内観光施設で使用できるクーポン券(500円×8枚)を配布します。 ○クーポン券(食事付きプランの宿泊料金6千円以上)1泊当たり4,000円/人(連泊は初日のみ) 【利用期間】 令和3年11月1日～令和4年1月31日	消費者	産業観光部 観光振興課 0854-40-1054
11	雲南市飲食・タクシー業消費喚起支援事業 【雲南市プレミアム商品券事業】	市内飲食、タクシー業の消費喚起のため、プレミアム商品券を発行しています。商品券は利用する店舗で購入し、その店舗でのみ使用できます。 1冊3,000円(500円×6枚)のチケットを2,000円で購入できます。 【購入期限】令和4年2月28日 【利用期限】令和4年3月31日 【使用限度額】1人1回2冊まで	消費者	産業観光部 商工振興課 0854-40-1052
12	水道料金・下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、一時的に料金の支払が困難になった場合、申請により最長で1年間支払を猶予(先延ばし)します。	全世帯	水道局 営業課 0854-42-5322

■その他団体等の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	【雲南広域連合】 介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少するなど一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。 【対象となる保険料】 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納付期限となっている保険料	65歳以上の介護保険第1号被保険者	雲南広域連合 介護保険課 0854-47-7342
2	【島根県後期高齢者医療広域連合】 後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。 【対象となる保険料】 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納付期限となっている保険料	後期高齢者医療制度の被保険者	島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 0852-20-7526 雲南市市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	【島根県後期高齢者医療広域連合】 傷病手当金の支給（後期高齢者医療制度）	新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のために仕事を休み、給与等の支払いを受けられない場合は、申請により傷病手当金を支給します。 【適用期間】 令和2年1月1日から令和3年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は、起算日から最長1年6ヶ月間まで延長）	後期高齢者医療制度の被保険者	島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 0852-20-7526 雲南市市民環境部 市民生活課 0854-40-1031
4	【日本年金機構】 国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる場合、臨時特例免除申請により国民年金保険料を免除します。 【対象となる国民年金保険料】 ・令和元年度保険料 （免除申請期間：令和2年2月～令和2年6月分） ・令和2年度保険料 （免除申請期間：令和2年7月～令和3年6月分） ・令和3年度保険料 （免除申請期間：令和3年7月～令和4年6月分）	国民年金の被保険者	松江年金事務所（代表） 0852-23-9540 雲南市市民環境部 市民生活課 0854-40-1031